

住宅の浸水対策をされる方は 事前に申請すると

最大 **100万円** もらえます



目的	大雨による住宅の浸水被害を防止するために、住宅の浸水対策に関する工事を実施する方に対して、補助するものです。							
対象住宅	一戸建ての住宅、長屋、共同住宅（1階の2分の1以上が居住部分であるもの）							
対象者	住宅の所有者及び使用者で浸水対策工事を行う方（費用を出す方） ※ 販売目的の住宅に工事を行う方は対象になりません							
対象敷地	① 過去に浸水被害があった事が確認できる住宅敷地と、その隣接住宅敷地 ② 洪水・内水ハザードマップで浸水が予測されている区域							
対象工事	① 対象敷地内に既存の住宅があること ② 浸水被害を防止するために有効な以下の浸水対策工事 注）原則、1つの敷地で受けられる浸水対策補助は、1回限りです。							
	(A) 浸水対策改修等工事	<table border="1"> <tr> <td>かさ上げ</td> <td>既設住宅の床及び基礎、玄関等を30センチメートル以上上げる工事（基礎のやり替え工事を含む。）</td> </tr> <tr> <td>曳家</td> <td>既設住宅を浸水対策として有効な高い場所に移動させる工事</td> </tr> <tr> <td>盛土</td> <td>既設住宅の敷地に30センチメートル以上盛土をして、地盤の高さを上げる工事（擁壁工事を含む。）</td> </tr> </table>	かさ上げ	既設住宅の床及び基礎、玄関等を30センチメートル以上上げる工事（基礎のやり替え工事を含む。）	曳家	既設住宅を浸水対策として有効な高い場所に移動させる工事	盛土	既設住宅の敷地に30センチメートル以上盛土をして、地盤の高さを上げる工事（擁壁工事を含む。）
	かさ上げ	既設住宅の床及び基礎、玄関等を30センチメートル以上上げる工事（基礎のやり替え工事を含む。）						
	曳家	既設住宅を浸水対策として有効な高い場所に移動させる工事						
盛土	既設住宅の敷地に30センチメートル以上盛土をして、地盤の高さを上げる工事（擁壁工事を含む。）							
(B) 浸水防止施設設置工事	止水板、浸水防止蓋（床下換気口・塀）、浸水防止塀の設置など							
(C) 市長が認める工事	駐車場のかさ上げ、屋外給湯器のかさ上げ、排水ポンプ・釜場の設置など							
補助の額	浸水対策工事費の2分の1の額を限度に (A) : 上限100万円 (B) + (C) : 上限 50万円 ※ (A) は代理受領制度を活用できます。 それぞれを合算して最大 100万円 (千円未満切捨て)							

注意!

交付**決定前**に
工事着手し
てはいけません
書面の契約
が必要です